

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 萩市の歴史的風致の分布

萩は、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」と言われており、その所以は、この毛利藩政期 260 年間に形成された城下町のたたずまいや町割りが、かけがえのない姿で今日に至るまで継承されている点にある。

これらの歴史的価値の高い建造物及びその周辺地域と人々の活動が一体となって形成してきた良好な市街地の環境として、萩市歴史的風致維持向上計画の第2章において、本市の6つの歴史的風致を指定している。



萩城下町 (明治2年(1869))

(1) 祭礼等城下の町内(まちなち)における歴史的風致

「萩城城下町」をはじめとする城下町の町割が残る三角州とその南側の一帯にかけては、藩政時代より住吉祭と天神祭りの二大祭礼が、萩城下の町並みをはじめとする歴史的景観と融合しながら、季節の風物詩として今に継承されている。

(2) 夏みかんに関わる歴史的風致

夏みかんは明治初期より三角州及びその周辺で栽培され、当時の柑橘類の貴重さもあり、萩の経済を支える一大産業となった。毎年5月頃には、重厚な土塀から顔をのぞかせる夏みかんのまわりに、白い夏みかんの花が咲き、その花から漂う香水を振りまいたような甘い香りに多くの人々が魅了されている。

(3) 明治維新に関わる歴史的風致

明治維新の原動力となった維新の志士を生み出した萩の地では、先達の生涯や教えが語り継がれ、今も数多く残る旧宅等の史跡は、教育や顕彰の場として大切に保存され、歴史的景観と一体となって良好な風情を醸し出している。

(4) 茶道にみる歴史的風致

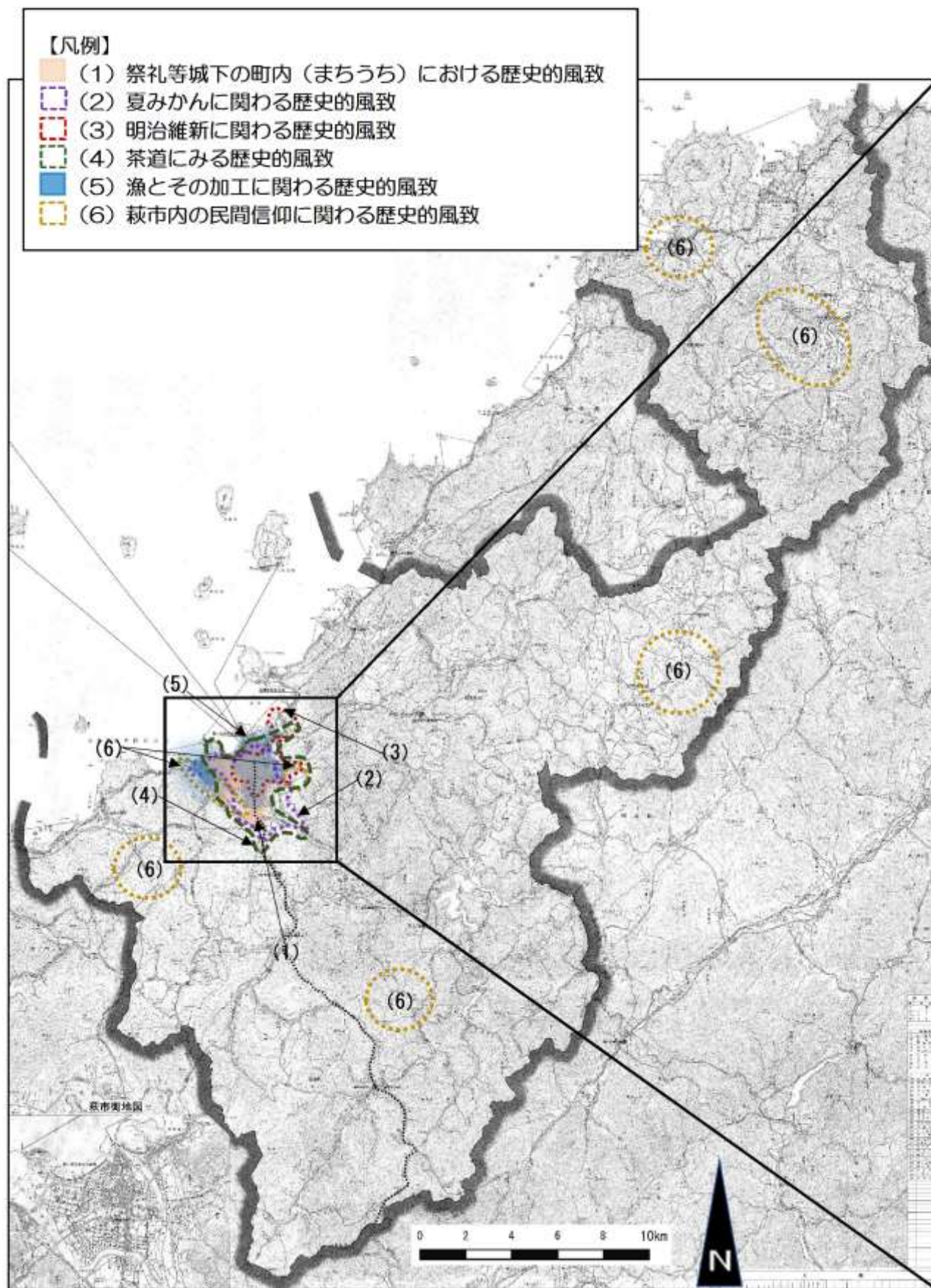
茶道は、萩藩開祖の毛利輝元公をはじめとする歴代藩主に奨励されてきたが、19世紀には武家のみでなく町民にも普及し萩の町が茶道文化で大いに賑わった。現在においても、歴史的建造物や茶陶として名高い「萩焼」と茶の湯文化が融合し、萩市固有の歴史的風致として多くの人々に愛されている。

(5) 漁とその加工に関わる歴史的風致

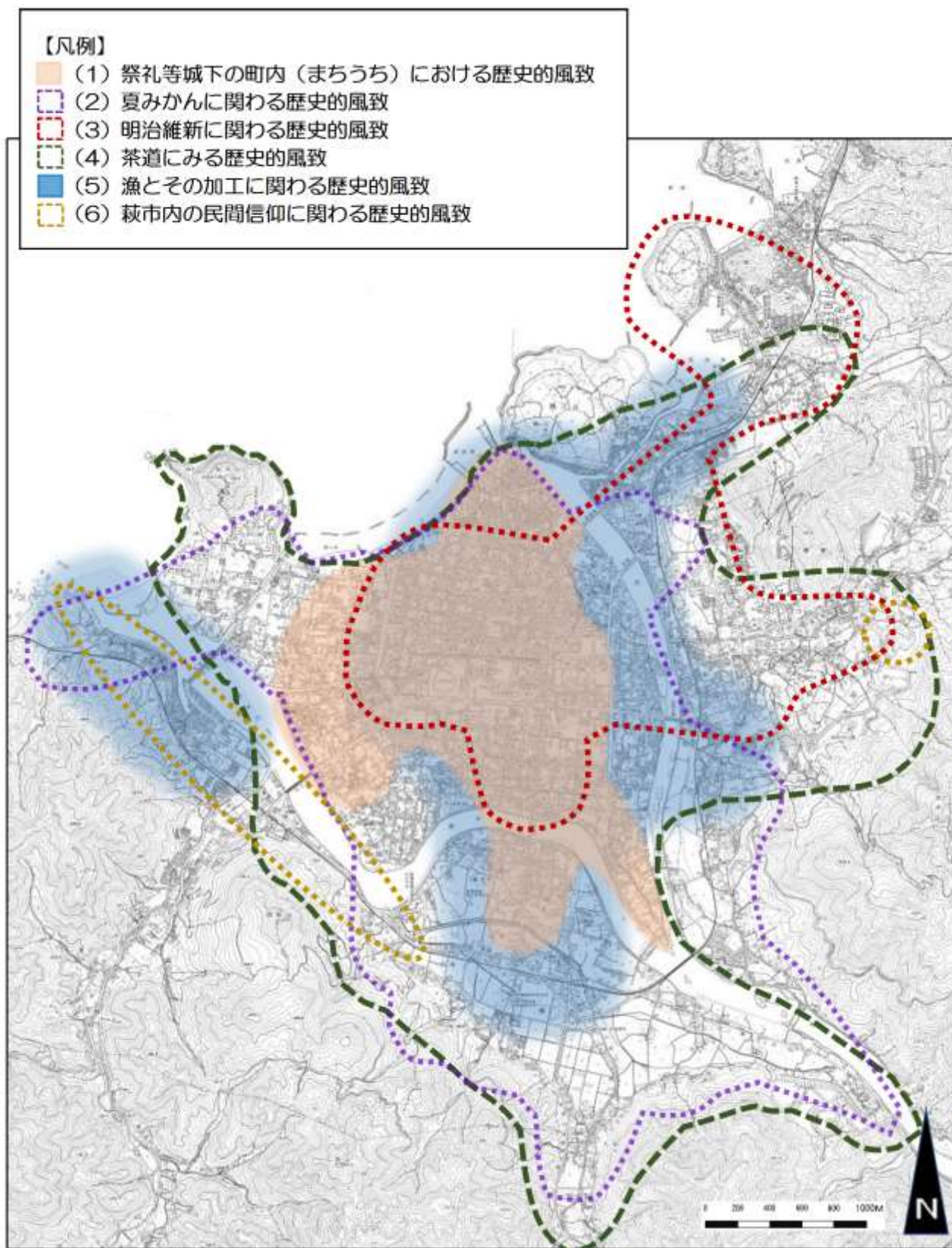
萩には、萩沖にある遠浅の大陸棚によって育まれた豊かな漁場が広がっており、古くから、漁業が主幹産業として行われてきた。そのため、水産加工業が発展し、その伝統技法が今に継承されるとともに、2月下旬から4月上旬にかけては、伝統漁法である^{よつであみ}四手網を使用したシロウオ漁が行われ、漁を見る人々に春の訪れを感じさせている。

(6) 信仰に関わる歴史的風致

農村集落や漁村集落、萩城下町など、地域ごとに多様な信仰行事が今に引き継がれており、大切に保持されている寺院や社殿などと信仰行事が一体となって良好な市街地環境を形成し、地域の豊かな趣を醸し出している。



萩市の歴史的風致の範囲



萩市の歴史的風致の範囲(拡大図)

2. 重点区域の位置

重点区域は、重要文化財に指定された歴史的価値の高い建造物や、これらと密接な関係を構築している文化財が多く現存し、それらの建造物等と一体を成す固有の歴史や伝統文化を反映した人々の活動が現在に継承され、良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進していく必要がある範囲とする。

史跡である「萩城跡」、「萩城城下町」、「旧萩藩校明倫館」、「松下村塾」など、また、江戸時代に建築され日本最古の部類の町屋とされる「菊屋家住宅」や「熊谷家住宅」、武家屋敷として残る「口羽家住宅」、火災で焼失したが、萩藩6代藩主毛利宗広によって寛延3年(1750)に再建された「大照院」や同じ毛利家の菩提寺「東光寺」は、重要文化財に指定されている。

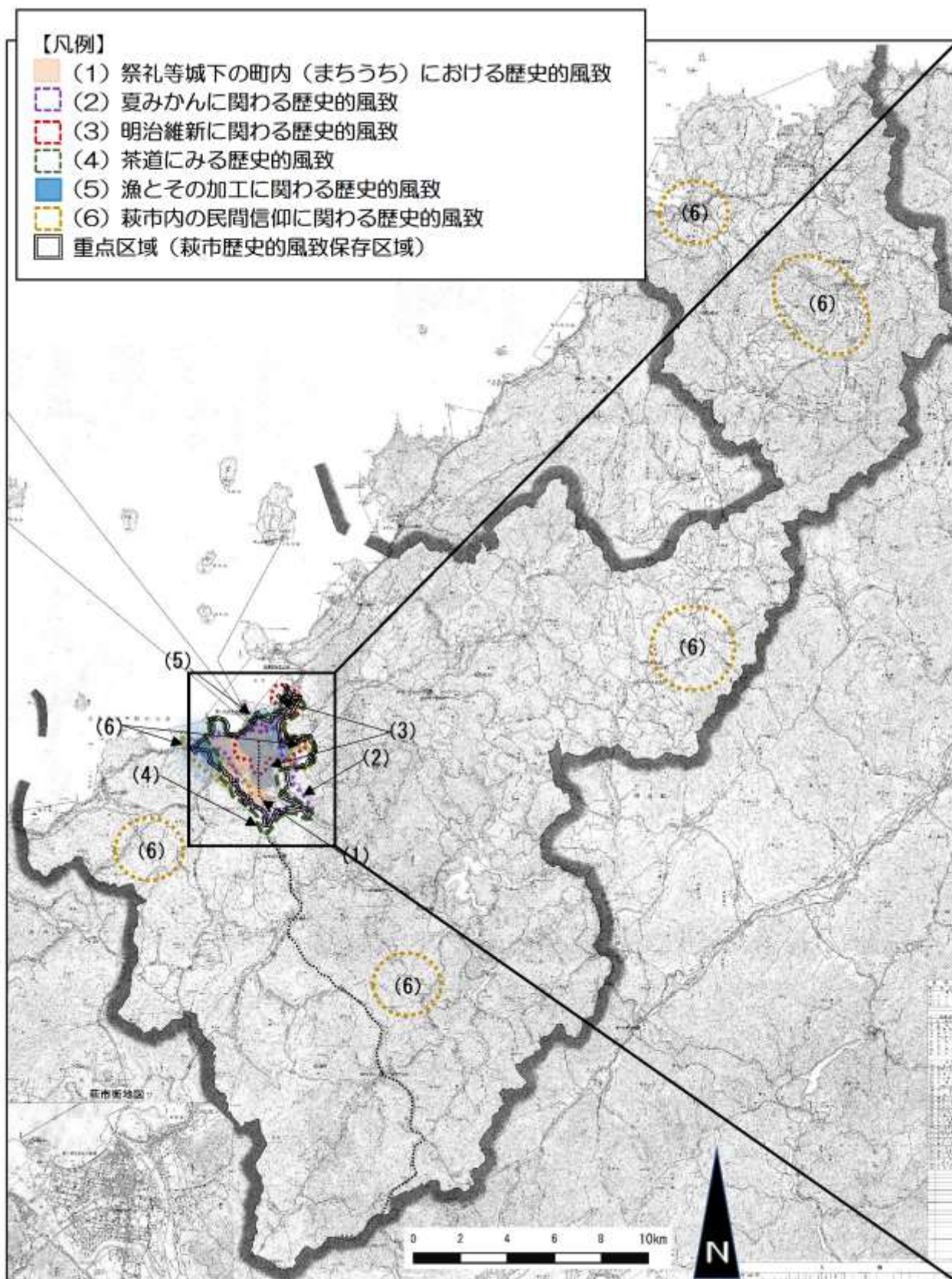
これらの重要文化財等の歴史的建造物が数多く存在する地域であって、萩市の歴史や伝統文化、伝統産業などが地域や自然と一体となって良好な市街地環境を形成している地域においては、都市計画法に基づく都市計画区域の指定や条例の制定による建築基準法の一部緩和、景観法に基づく景観計画区域の指定、屋外広告物等に関する条例に基づく制限、誘導を行っている。さらには、「萩まちじゅう博物館構想」のもとに、風格ある歴史的景観などを後世に伝えるため、市民と一体となって歴史的な文化遺産とその景観の保存に努め、歴史的風致の維持向上を図ってきたところである。

しかしながら、萩焼や伝統的四手網漁、夏みかんの栽培農家や加工業者、お船謡や大名行列などの伝統文化については、産業技術の継承に必要な指導者の高齢化や少子化による後継者不足により、これまで継承・保存されてきた歴史的風致の存続が危ぶまれる状況が危惧されている。また、歴史的風致の維持・保存の必要性における認識が、市民の中に浸透していないため、これらについて市民の意識の醸成を図る必要がある。

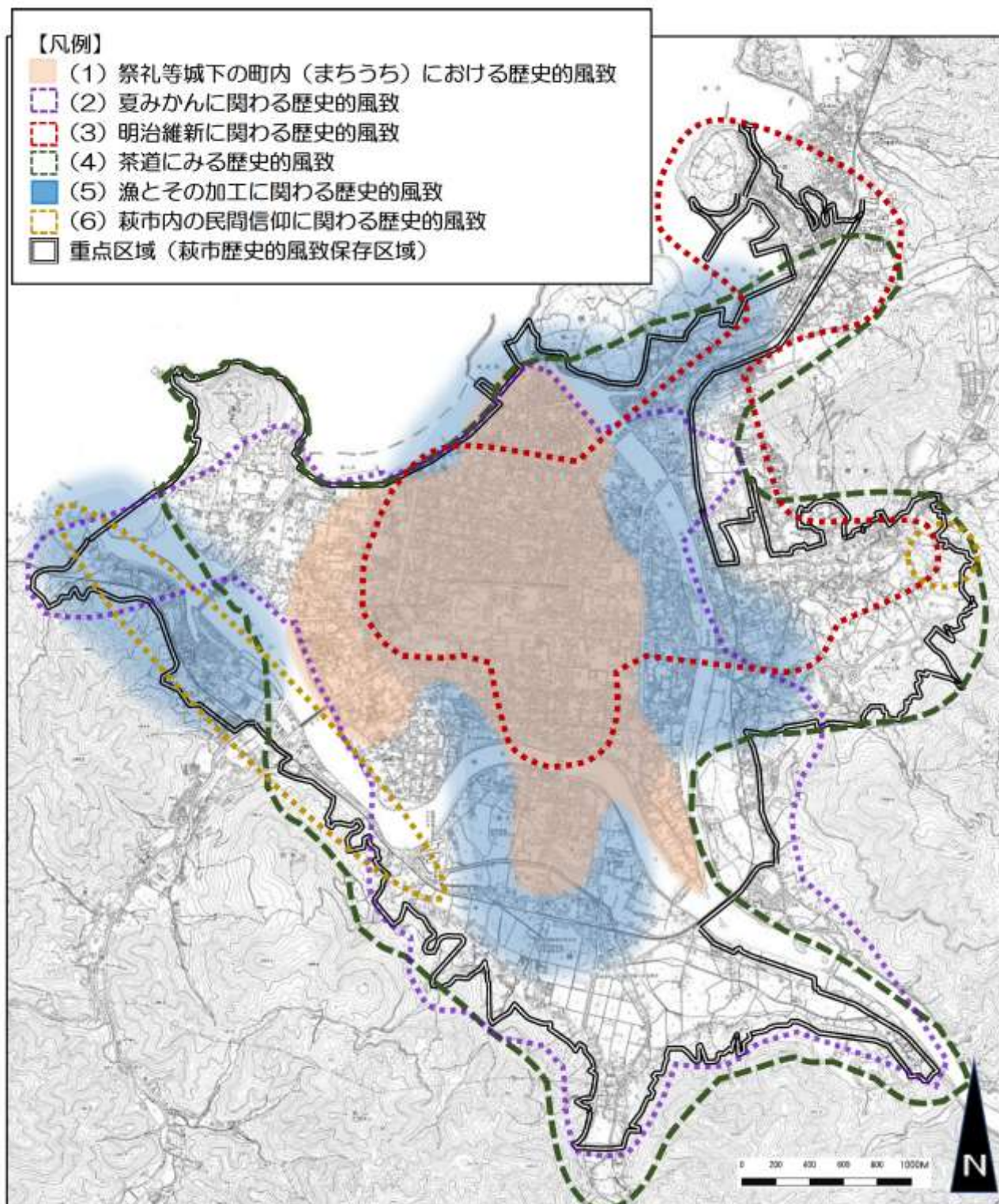
併せて、堀内地区、平安古地区の武家地や浜崎地区の港町などは、国選定重要伝統的建造物群保存地区に指定されており、このような歴史的建造物等が多く集まり、本計画第2章に掲げる本市の歴史的風致と密接な関連を持つ三角州とその周辺一帯を引き続き重点区域の範囲として設定する。

重点区域においては、文化財や歴史上重要な建造物と各地域で行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継承されている地域において、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を重点的かつ効果的に推進するものとする。

なお、重点区域は、本計画の推進において、歴史的風致の維持向上を図るための施策を行う範囲に拡充等の変更が生じた場合は、適宜見直すものとする



重点区域（萩市歴史的風致保存区域）の位置（萩市全体図）



重点区域（萩市歴史的風致保存区域）の位置（拡大図）

3. 重点区域の区域、名称、面積

重点区域は、史跡である「旧萩藩校明倫館」を中心として、萩城城下町とその周辺、二大祭礼の寺社及び巡業ルートと生産作物の栽培地、萩焼や茶道などの伝統文化を色濃く残す地域に農業集落や漁業集落、伝統漁業や水産加工業地域、明治維新の関連遺構が多く現存している地域を範囲とする。

即ち、重点区域は、城下町の町割が展開していた三角州を中心として、その南側一帯、さらに、三角州の周りを流れる橋本川・松本川の対岸に位置し、城下町と融和して一体的な歴史的景観を形成する市街地及び明治維新等の関連遺構が多く現存する旧松本村周辺を重点区域として設定する。

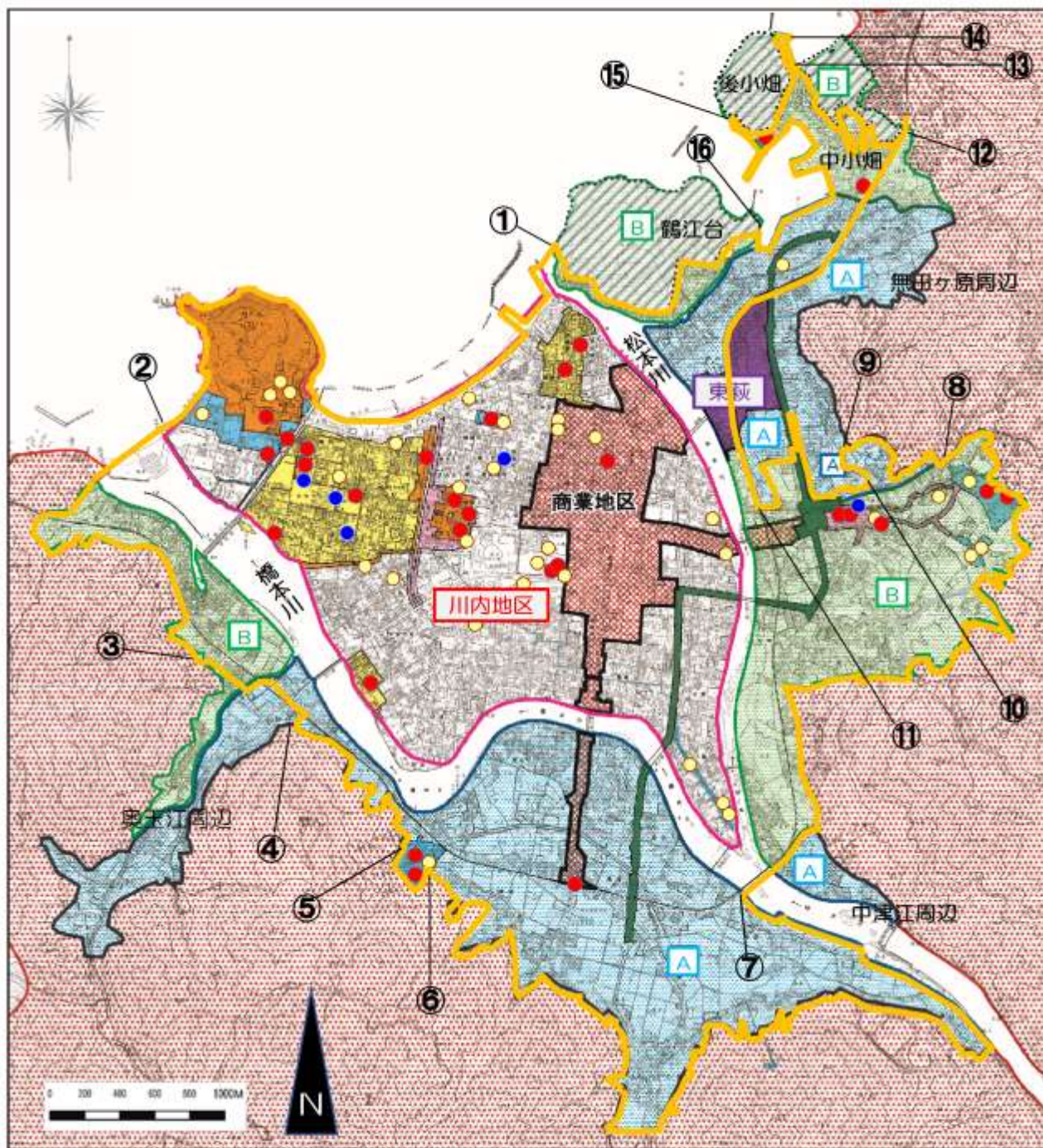
○重点区域

名称	萩市歴史的風致保存区域
面積	約 1, 240 ha

重点区域は、浜崎周辺の海岸線から萩城跡を通過して橋本川対岸の山田地区に渡り、萩市景観計画に定める高さ制限区域に沿って進み、都市計画区域に定める第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域及び準工業地域の境界線に沿って進む。再び萩市景観計画に定める高さ制限区域に沿って南下し、川沿いから山陰本線に沿って中津江地区に渡り、萩市景観計画に定める高さ制限区域に沿って進む。東萩地区付近から住宅地の密集する山陰本線に沿って北上し、川外都市計画区域A地区と同B地区の境界線を繋いだ範囲とする。

重点区域の名称:萩市歴史的風致保存区域

重点区域の面積:約1,240ha



【凡例】

	重点区域
	国指定文化財
	県指定文化財
	市指定文化財

	重点景観計画区域		一般景観計画区域
	伝統的建造物群保存地区		川内地区
	国指定史跡地区		東萩駅周辺地区
	歴史的景観保存地区		川外都市計画区域A地区
	都市景観形成地区		川外都市計画区域B地区
	景観形成地区		市街地周辺地区(仮称)
			商業地区

【 区域の境界 】

①～②	海岸線	⑨～⑩	都市計画区域に定める第二種中高層住居専用地域の境界
②～③	海岸線から対岸の一般景観計画区域の川外都市計画区域 B 地区の境界	⑩～⑪	都市計画区域に定める第一種住居地域の境界
③～④	都市計画区域に定める第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域及び準工業地域の境界	⑪～⑫	山陰本線中心線
④～⑤	一般景観計画区域の川外都市計画区域 A 地区の境界	⑫～⑬	山陰本線中心線から、20m等高線及びがけを基準として分割
⑤～⑥	重点景観計画区域の歴史的景観保存地区の境界	⑬～⑭	海岸線
⑥～⑦	一般景観計画区域の川外都市計画区域 A 地区の境界	⑭～⑮	海岸線から、20m等高線を基準として分割
⑦～⑧	対岸の一般景観計画区域の川外都市計画区域 B 地区の境界	⑮～⑯	海岸線
⑧～⑨	一般景観計画区域の川外都市計画区域 A 地区の境界	⑯～⑰	海岸線から、20m等高線及びがけを基準として分割

4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域は、本市の歴史的風致が多く現存する地域であり、萩城下町等をはじめとして、歴史や文化、観光の魅力を発信する重要な地域であるとともに、多くの人々が暮らす経済活動の中心地でもある。

このことは、歴史的建造物や古い町並みなどの保存や活用を図る上で、現代社会との共存が不可欠ということの意味する。

このようなことから、重点区域において、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、萩の歴史的建造物と融合した伝統、文化、産業に対する市民の意識の醸成が図られ、本市固有の伝統文化に対する後継者育成や技術継承の促進などの大きな効果が期待できる。

また、萩を訪れた人々に歴史的風致を通して萩の素晴らしさや歴史を市民が愛着と誇りを持って伝え、これらの地域資源を観光や産業の中でいかすことで、その唯一無二の価値が市民だけでなくこの地を訪れる人々に広く共有され、萩全域における地域活力の増進や経済活動の進展への波及効果が期待される。

5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

萩都市計画区域は市街化区域、市街化調整区域の区分がない非線引き都市計画区域であり、萩城下町及び旧松本村を含む重点区域及び重点区域の周辺一帯は、都市計画法第8条に基づく地域地区に指定されている。

このうち、特に歴史的風致が色濃く残る「萩城跡」、「萩城城下町」、「堀内地区及び平安古地区伝統的建造物群保存地区」などの武家地及び「松下村塾」、「伊藤博文旧宅」周辺の旧松本村地区を主に第一種低層住居専用地域に指定し、低層の住宅を主体とした緑豊かな住環境として保全を図っている。

また、港町として栄える「浜崎伝統的建造物群保存地区」を準工業地域に指定し、伝統的に受け継がれてきた水産加工業等の振興を担保するなど、地域の歴史的特性に合った土地利用が継続的に図られるよう適切な用途地域の指定を行っている。

なお、国選定重要伝統的建造物群保存地区については、同法第8条に基づく地域地区として都市計画決定し、良好な景観形成維持・保存を促進している。

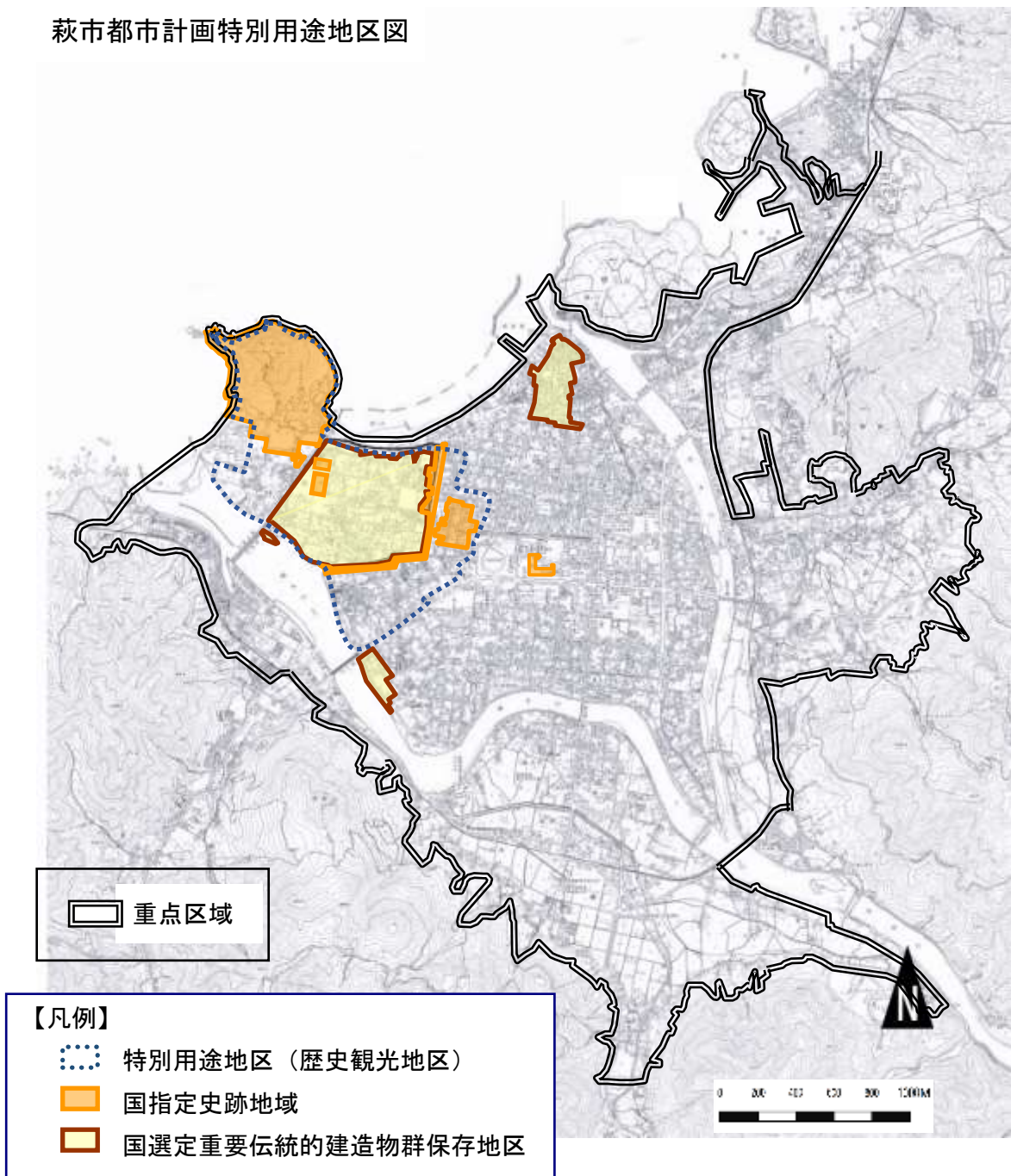
引き続き、都市計画法に基づく規制や地区指定を運用し、良好な市街地環境の形成を推進していくものとする。

(2) 萩市建築制限の緩和に関する条例

本市では、「萩市特別用途地区内の建築制限の緩和に関する条例」を制定し、重点区域内の中核をなす堀内地区伝統的建造物群保存地区及びその周辺地区を萩都市計画特別用途地区（歴史観光地区）に指定し、萩市の歴史または文化に関する資料を展示する用途に供する伝統的な形態の建築物について、建築基準法による制限の一部緩和を図っている。

また、「萩市伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例」を制定し、堀内地区、平安古地区及び浜崎の伝統的建造物群保存地区において、道路内への土塀や町家の軒先の突出を可能にするなど、地区内の歴史的風致の保全のために建築基準法による制限の一部を緩和している。

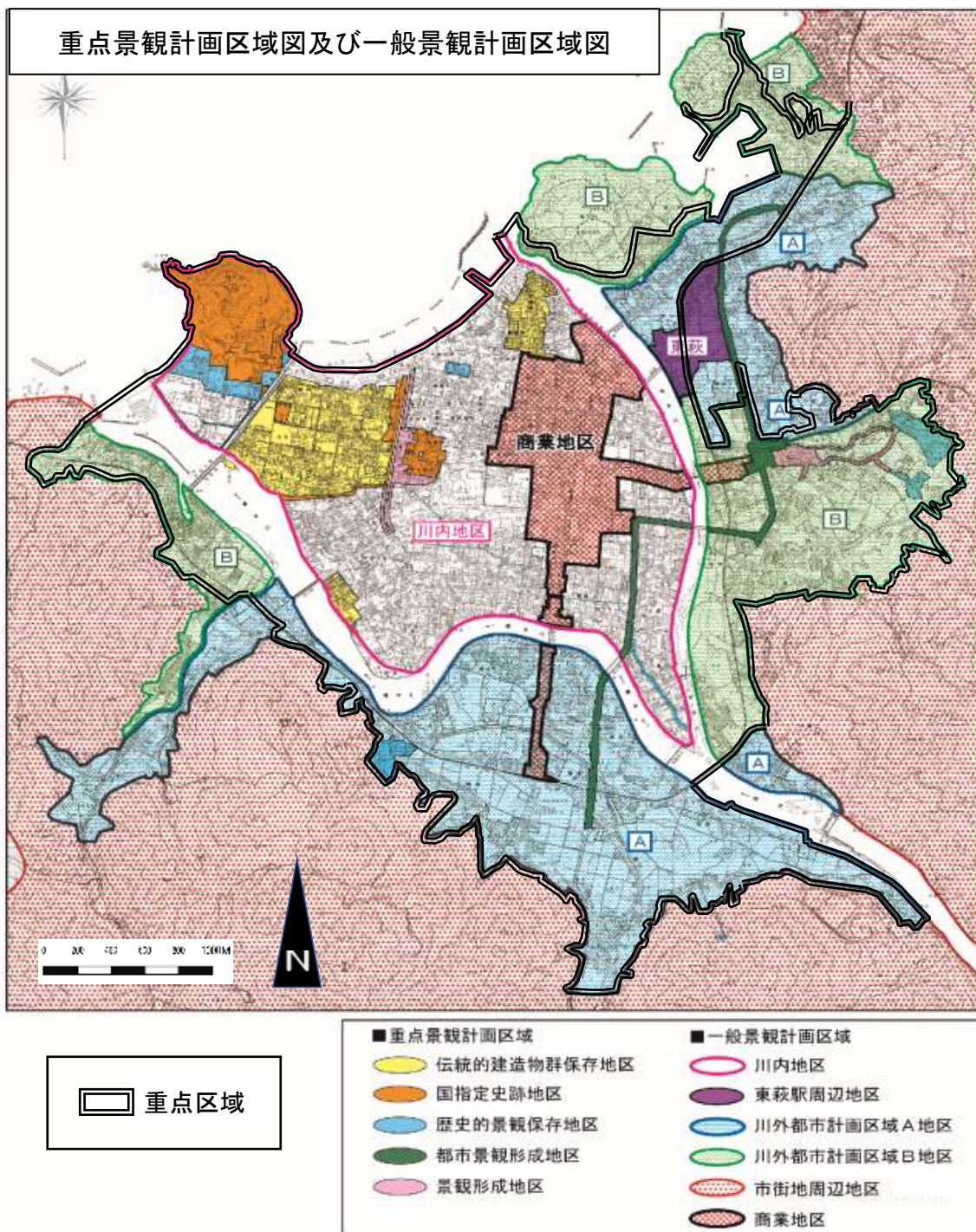
萩市都市計画特別用途地区図



(3) 萩市景観計画

萩市景観計画では、萩市全域を景観計画区域として指定している。特に歴史的風致の保全やこれと調和する良好な景観の形成を図るべき地区等として、史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保存地区、都市景観形成地区及び市内の歴史的景観が残る地区を重点景観計画区域に指定し、これら以外の区域を一般景観計画区域に指定している。

そして、萩のまちづくりの最上位計画となる萩市基本ビジョンの基本理念に基づく取組みを全市域において推進していくことにより、美しい歴史的景観や豊かな自然景観の保全と市街地のにぎわいの創出が両立する形での良好な景観形成を中心としたまちづくりを目指すことを方針としている。



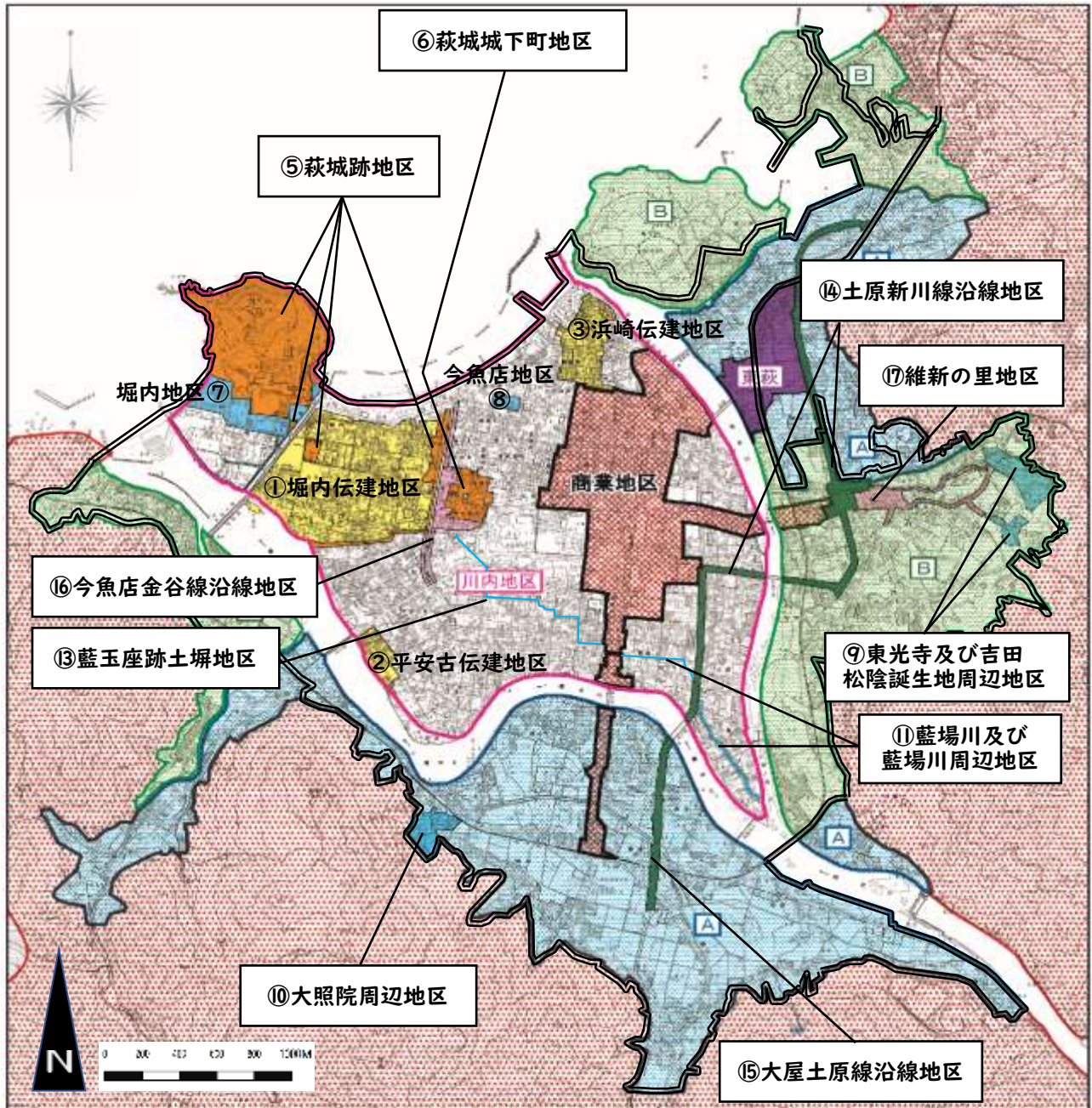
重点的に景観の形成及び保全を図る必要のある区域を重点景観計画区域として下表に記載する18地区に区分けしている。

このうち、当計画の重点区域内には、史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区や国指定等の重要文化財周辺地区を含む15地区が集中し、原則として全ての建築物等の建築や土地の形質変更等を対象に、地域の特性に応じて位置や高さ、形態、色彩、その他意匠に関する詳細な景観形成基準を定め、これに基づいた指導を行うとともに、基準に合致しないものについては、勧告または変更命令の措置を行い、歴史的に価値の高い建造物等と一体となった良好な景観形成を推進している。

■萩市景観計画に定める重点景観計画区域（数字の○印は本計画の重点区域内）

種別	各重点景観計画区域（地区）の名称	各地区の概要
伝統的建造物群保存地区	①堀内伝建地区	文化財保護法に基づいて指定された伝統的建造物群保存地区
	②平安古伝建地区	
	③浜崎伝建地区	
	④佐々並市伝建地区	
国指定史跡地区	⑤萩城跡地区	文化財保護法に基づいて指定された国指定史跡「萩城跡」
	⑥萩城城下町地区	文化財保護法に基づいて指定された国指定史跡「萩城城下町」
歴史的景観保存地区	⑦堀内地区	旧萩市都市景観条例に基づいて指定された歴史的景観保存地区
	⑧今魚店地区	
	⑨東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区	
	⑩大照院周辺地区	
	⑪藍場川及び藍場川周辺地区	
	⑫南明寺境内及び参道地区	
都市景観形成地区	⑬藍玉座跡土塀地区	旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区「土原新川線沿線地区」
	⑭土原新川線沿線地区	
景観形成地区	⑮大屋土原線沿線地区	旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区「大屋土原線沿線地区」
	⑯今魚店金谷線沿線地区	外堀と史跡萩城城下町の間区域周辺
	⑰維新の里地区	松陰神社周辺
	18 明木地区	旧萩往還の半農宿場町集落

萩市景観計画に定める重点景観計画区域詳細図(本計画の重点区域内)



重点区域

- | | |
|---------------|---------------|
| ■ 重点景観計画区域 | ■ 一般景観計画区域 |
| ● 伝統的建造物群保存地区 | ● 川内地区 |
| ● 国指定史跡地区 | ● 東萩駅周辺地区 |
| ● 歴史的景観保存地区 | ● 川外都市計画区域A地区 |
| ● 都市景観形成地区 | ● 川外都市計画区域B地区 |
| ● 景観形成地区 | ● 市街地周辺地区(仮称) |
| | ● 商業地区 |

○重点景観計画区域における届出対象行為

本市の美しい自然や歴史、文化を基調とし、歴史的風合いをかもし出す良好な景観の形成、また、新設の都市計画道路沿いの整然としたまちなみ景観の形成を図るため、次の行為をしようとする者は、あらかじめ行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、その他国土交通省令で定める事項を市長に届け出るものとする。

①建築物

全ての建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更

ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該の変更に係る部分の面積が 10 m²以下のものは除く。

②工作物

全ての工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更

ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該の変更に係る部分の面積が 10 m²以下のものは除く。

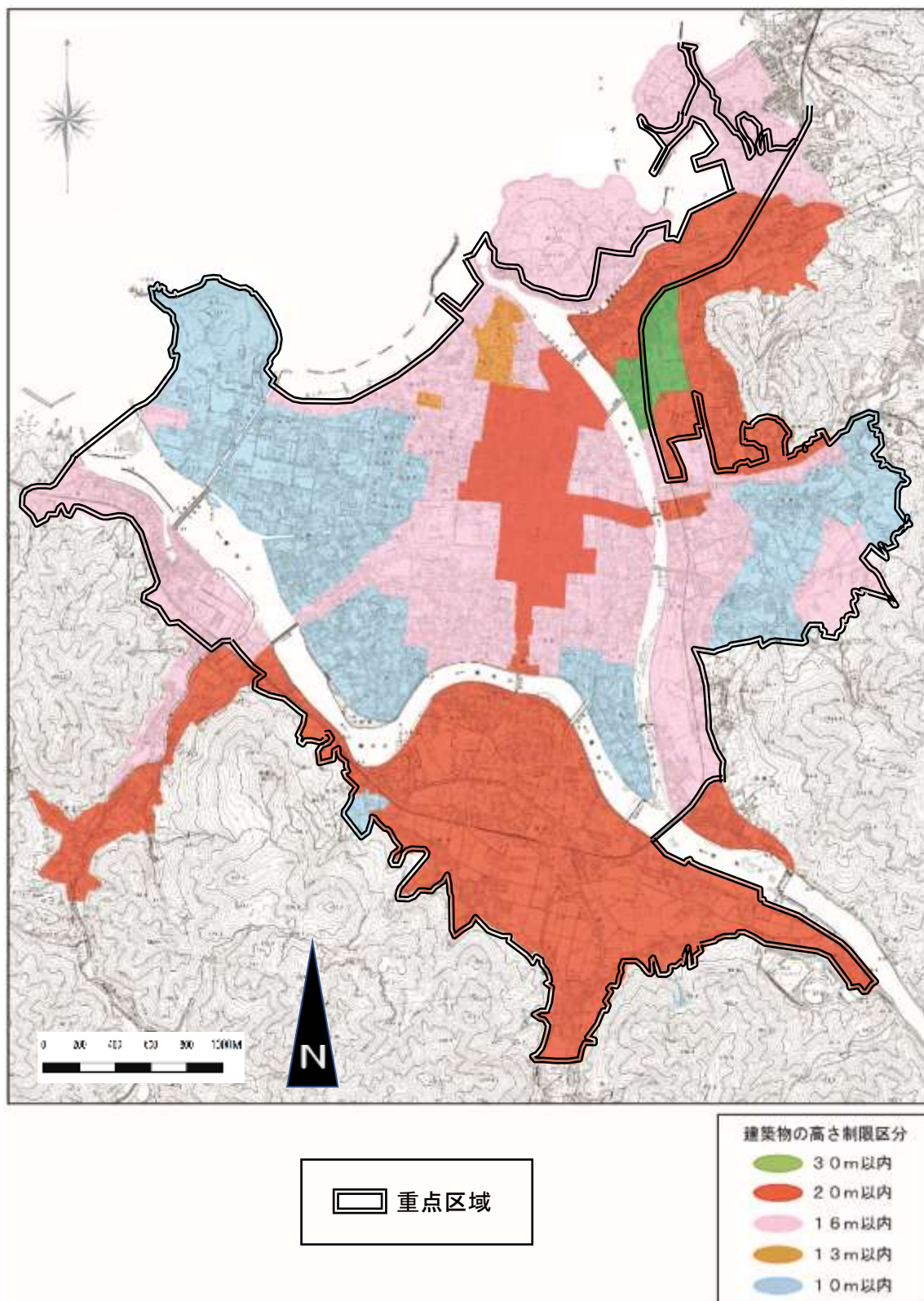
③その他の事項

景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づいて条例で定める項目

- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 公衆観覧用夜間照明

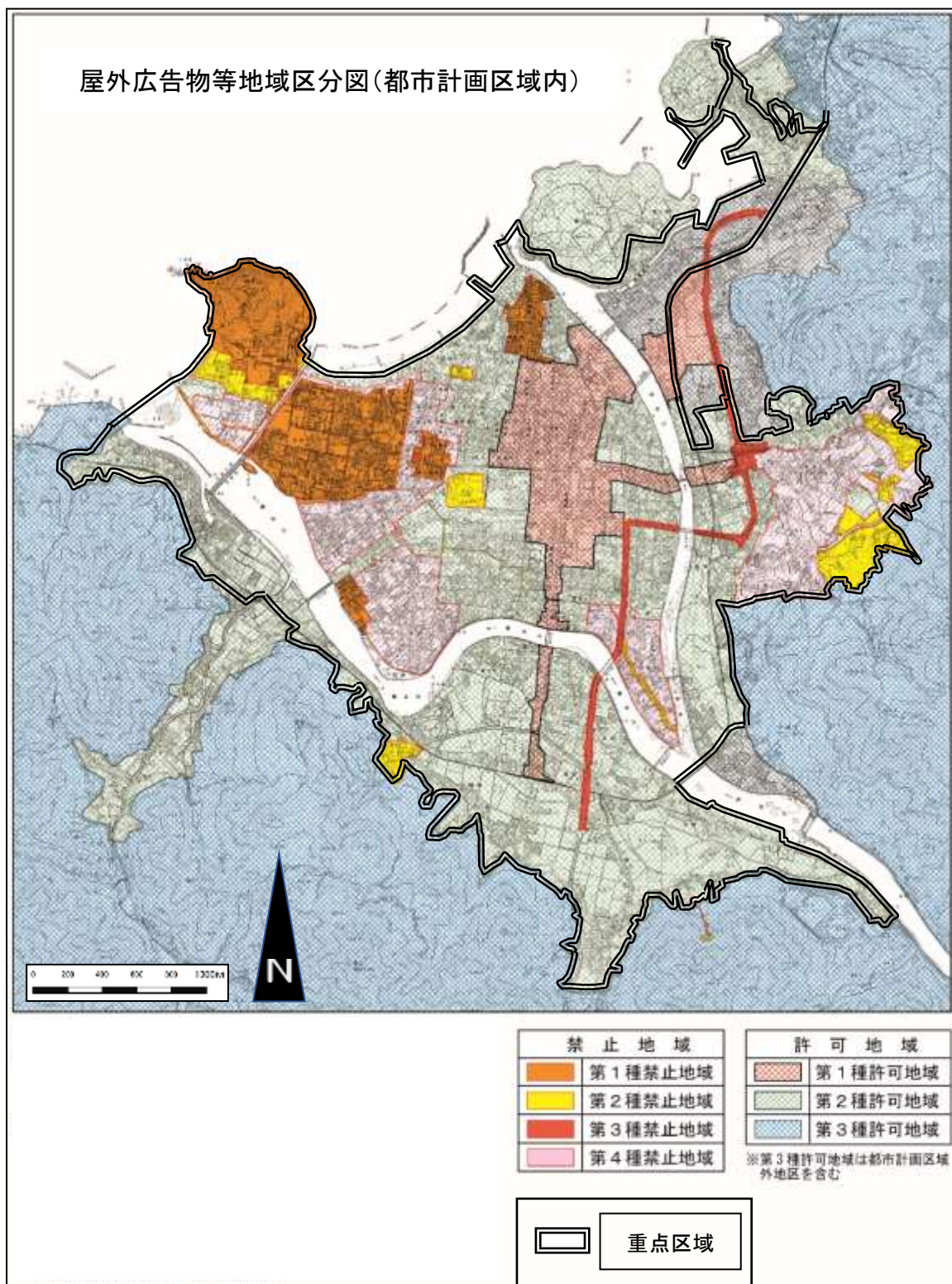
建築物の高さ制限図

本市の建築物の高さ制限については、この景観計画及び都市計画用途の第一種低層住居専用地域の高さ規制により、下図のように区分される。



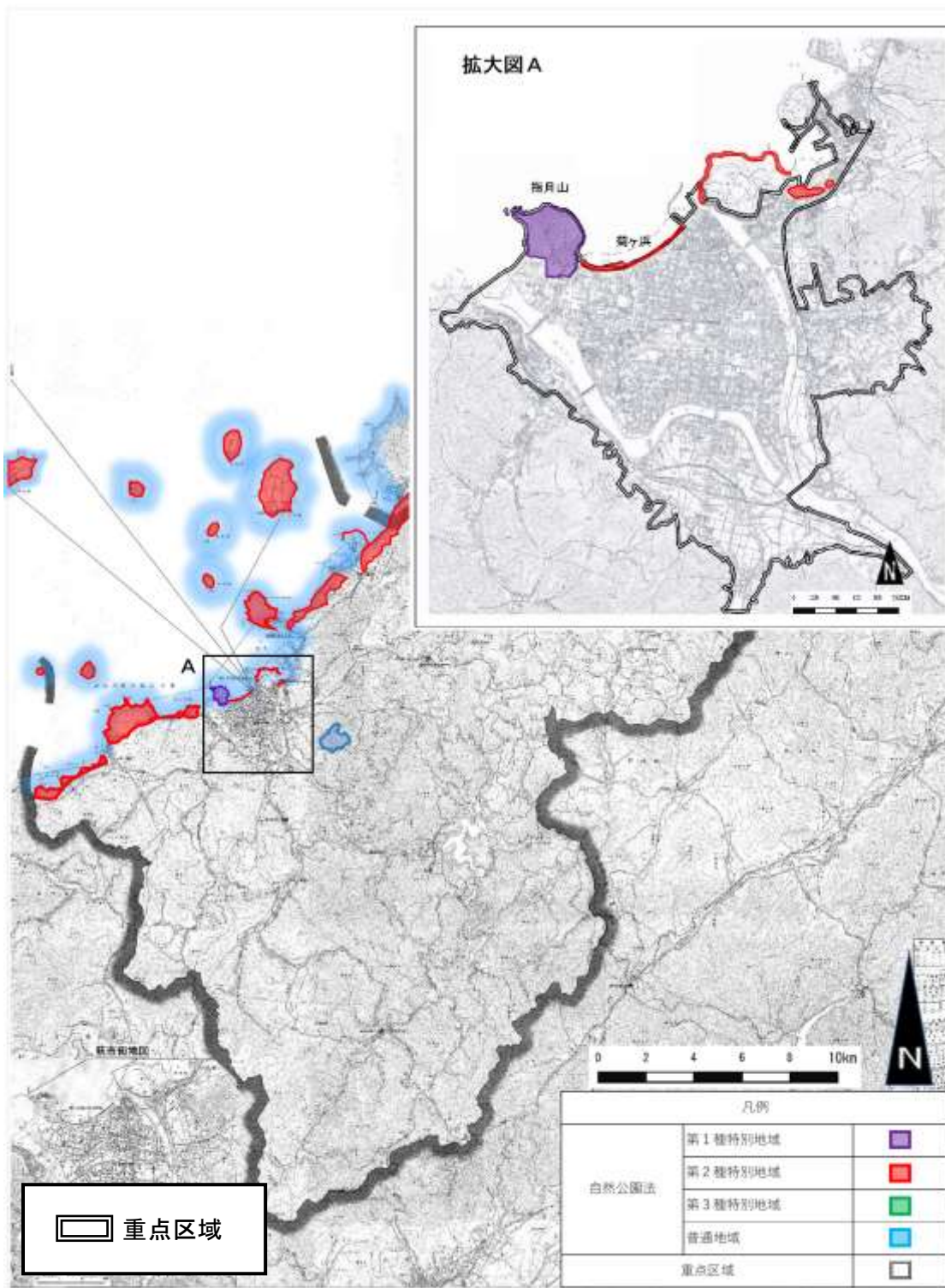
(4) 萩市屋外広告物等に関する条例

萩市屋外広告物等に関する条例では、市全域を許可地域3種類、禁止地域4種類に区域設定し、地域の特性や広告物の種類に応じて、高さ、大きさ、色彩、形態などの基準を定めている。このうち、本計画の重点区域内のうち、史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区や国指定等の重要文化財周辺地区を中心に、自家用広告物以外の広告物の掲出を原則禁止する禁止地域に指定するなど強い制限をかけ、設置が認められている自家用広告物についてもより詳細な基準を設け、歴史的風致を阻害しない屋外広告物掲出の誘導を図っている。



(5) 自然公園法

自然公園法の規定に基づき、萩市の大半の沿岸部が北長門海岸国定公園に指定されている。このうち、本計画の重点区域内については、かつての城郭の中心でもある指月山が第一種特別地域に指定されており、工作物の設置等の行為については、萩市長の許可制として当該国定公園の風致の保全を図っている。また、萩城下町の菊ヶ浜から北東の沿岸部が第二種特別地域に指定されており、同じく工作物の設置等の行為については、萩市長の許可制としているが、農林漁業活動については一定の行為を認めることによりこれらとの共存を図りつつ、当該国定公園の風致の維持を図っている。



萩市歴史的風致維持向上計画(第2期)

表 地域区分と行為規制

地域区分	説明	行為規制
第1種特別地域	特別保護地区に準じて風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域	許可制 特別保護地区に準じた扱い
第2種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	許可制 林業は30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可
第3種特別地域	通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地帯等であって、風景の保護を図る必要のある地域	事前届出制 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる

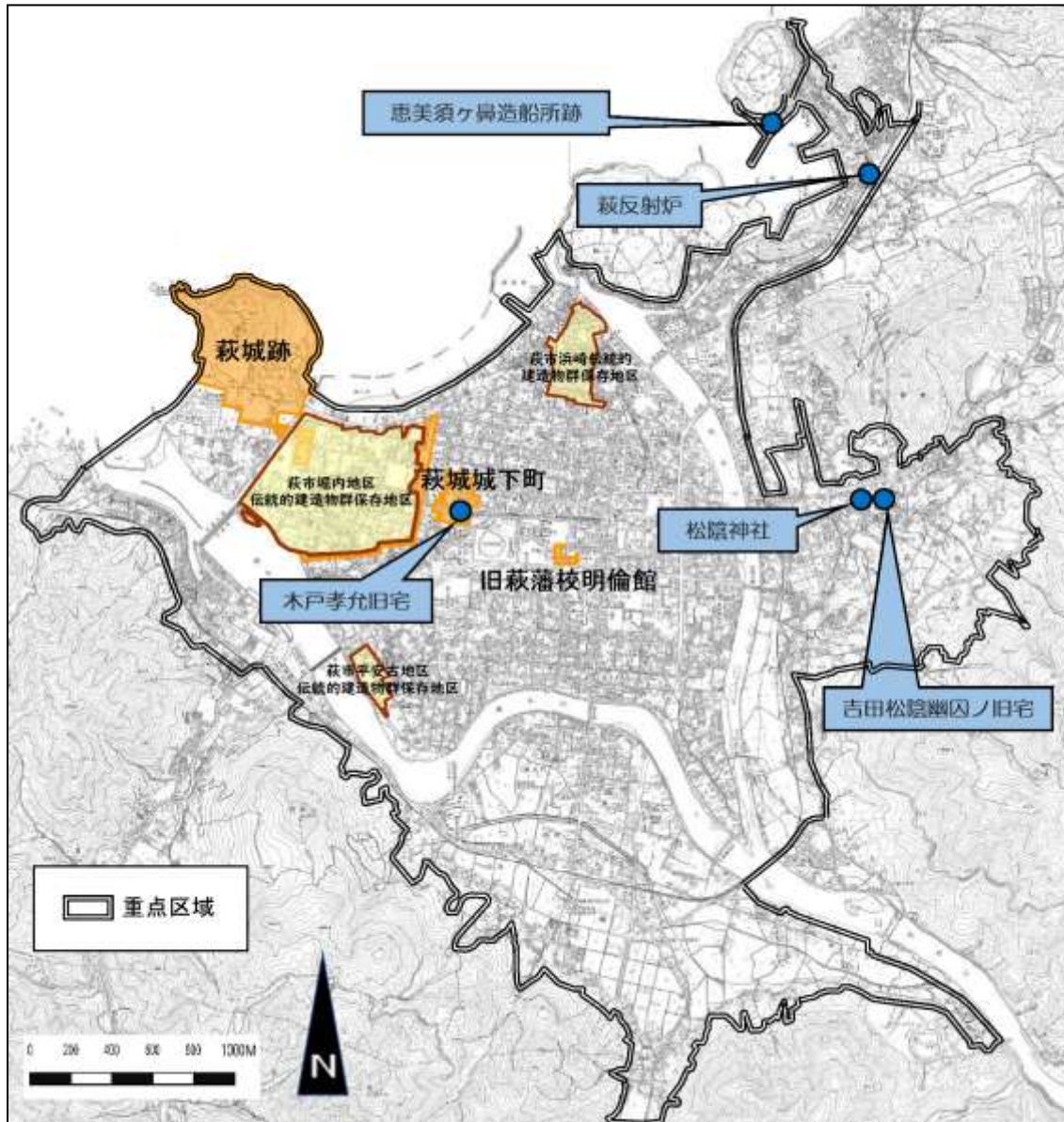
表 許可申請・届出を要する各種行為の一覧 (●：許可 ▲：届出)

行為の種類	国立・国定公園	
	特別地域	普通地域
工作物の新築・改築・増築	●	▲ (大規模な)
木竹の伐採	●	
指定区域での木竹の損傷	●	
鉱物の掘採、土石の採取	●	▲
河川、湖沼等の水位、水量の増減	●	▲ (特別地域内の)
指定湖沼又は湿原等への污水、排水の排出等	●	
広告物の掲出、若しくは設置等	●	▲
屋外での指定物の集積又は貯蔵	●	
水面の埋立て又は干拓	●	▲
土地の開墾、土地の形状変更	●	▲
指定植物の採取又は損傷	●	
指定区域内での指定植物の植栽・播種	●	
指定動物の捕獲、殺傷、卵の採取、損傷	●	
指定区域内での指定動物の放出 (家畜の放牧を含む)	●	
屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更	●	
湿原等の指定区域への立入り	●	
指定区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸	●	
政令で定める行為	●	
地域指定拡張の際の既着手行為 (事後3月以内)	▲ 法第20条第6項	
非常災害のための応急措置 (事後14日以内)	▲ 法第20条第7項	
木竹の植栽、家畜の放牧 (許可行為は除く)	▲ 法第20条第8項	

(6) 国指定文化財等の保存活用(管理)計画

萩市に位置する国指定文化財等では、現在 12 件の保存活用(管理)計画等が策定されている。重点区域内では、「史跡萩城跡・史跡萩城城下町・史跡木戸孝允旧宅保存管理計画(平成 26 年(2014) 3 月)」、「史跡萩反射炉保存管理計画(平成 25 年(2013) 3 月)」、「史跡恵美須ヶ鼻造船所跡保存管理計画(平成 26 年(2014) 3 月)」、「史跡松下村塾・史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅保存管理計画(平成 25 年(2013) 3 月)」、「史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画(平成 29 年(2017) 3 月)」、「萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区保存計画(平成 17 年(2005) 2 月)」、「萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区保存計画(平成 17 年(2005) 2 月)」、「萩市浜崎伝統的建造物群保存地区保存計画(平成 13 年(2001) 8 月)」の 8 計画が策定されており、重点区域内の文化財の適切な保存管理の指針となっている。

今後は、既存の保存活用(管理)計画に基づき文化財の保全をはかるとともに、他の文化財についても、その所有者や管理団体と協議・検討を進めながら、順次保存活用計画の策定を進め、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高める。

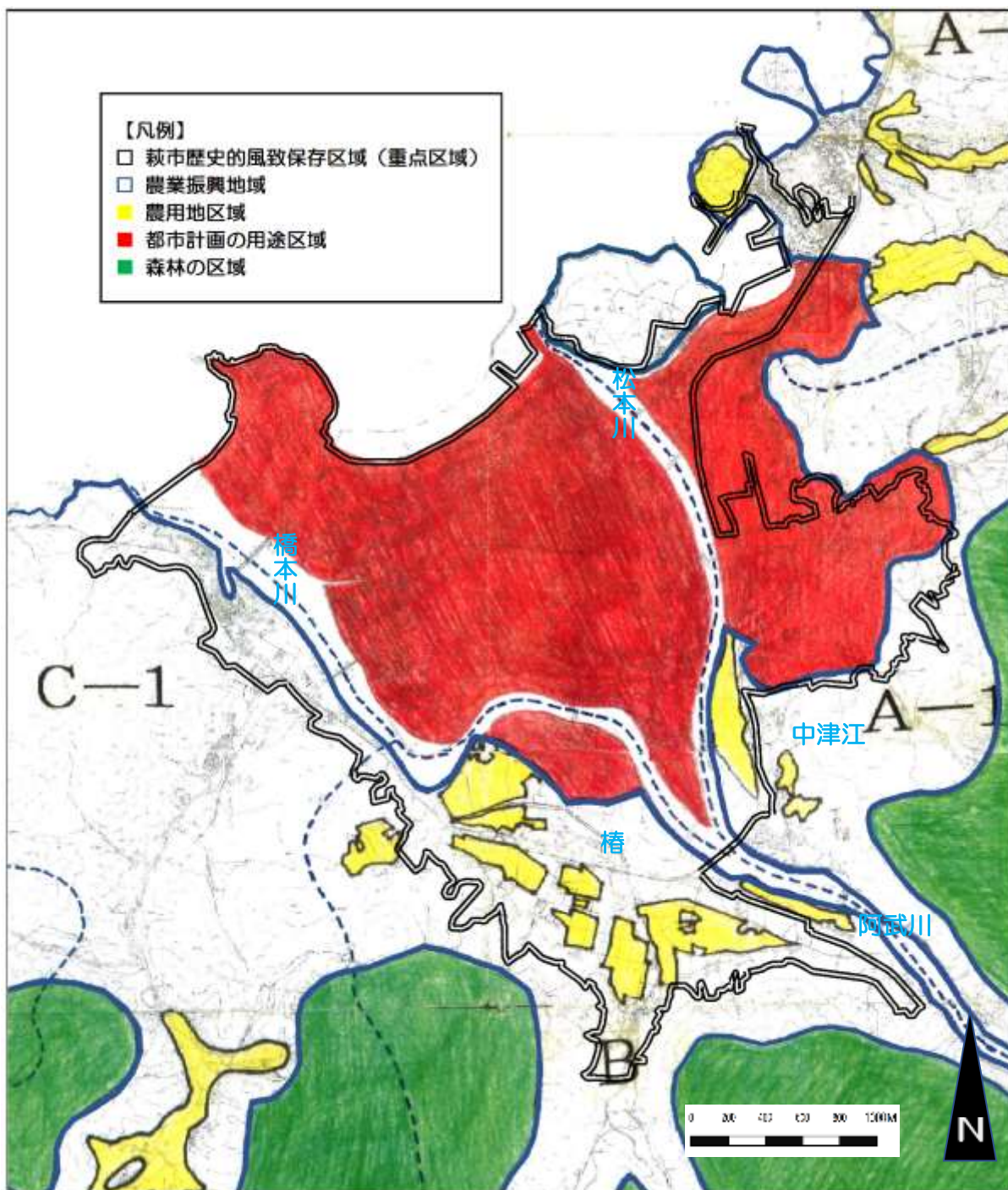


保存管理計画が策定された文化財と重点区域

(7) 農業振興地域の整備に関する法律

本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、平成6年(1994)に「萩市農業振興地域整備計画」(萩地域)を策定している。市内の約1,084haが農用地区域に指定されており、良好な農地の保全が図られている。

重点区域のうち、阿武川・橋本川・松本川沿いの中津江及び椿地区においては、広域に渡って農用地区域に指定されている。

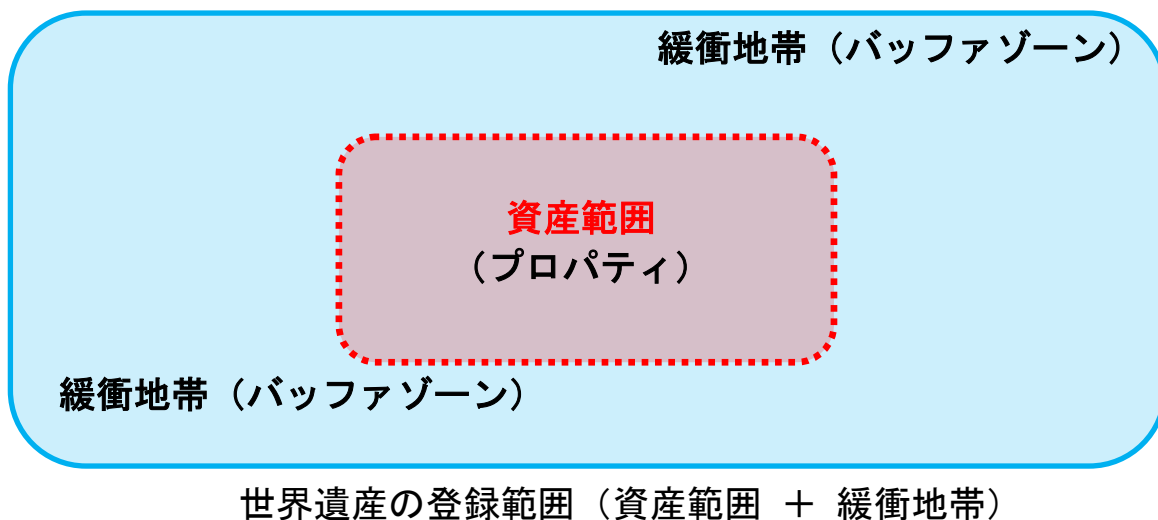


(8) 世界文化遺産

近代化産業遺産

平成27年7月、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産－製鉄・製鋼、造船、石炭産業－」(以下、「産業革命遺産」と略記)は、北は岩手県釜石市から南は鹿児島県鹿児島市まで、8県11市の広域に点在する23資産で構成されている。これらの遺産は、日本が19世紀半ばから20世紀初頭にかけての短期間で産業革命(工業化)に成功したことを証明する遺産である。「産業革命遺産」には、萩市に所在する「萩反射炉」、「恵美須ヶ鼻造船所跡」、「大板山たたら製鉄遺跡」、「萩城下町」、「松下村塾」の5資産が含まれている。

なお、世界遺産の登録範囲は、「資産範囲」と「緩衝地帯」によって構成される。

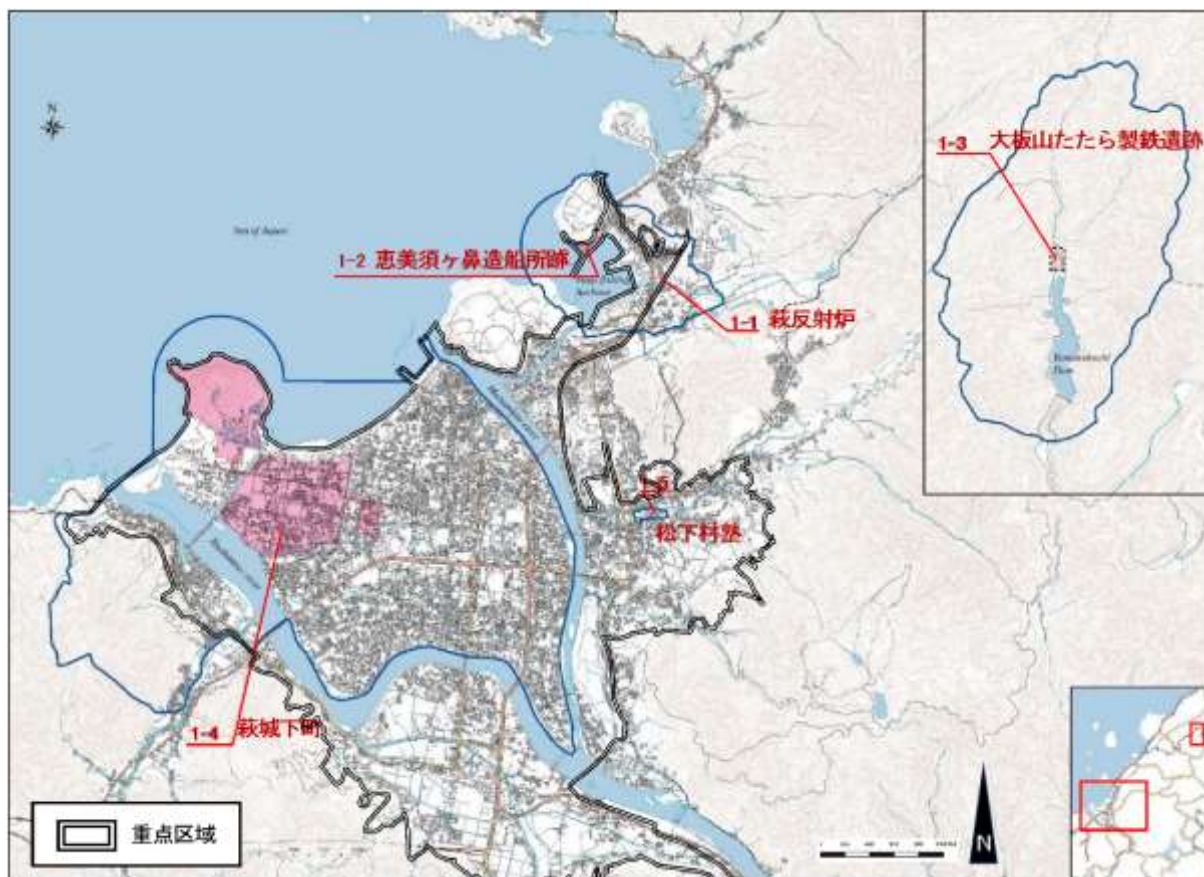


【資産範囲】

世界遺産一覧表に記載する際に設定する資産の範囲。世界文化遺産としての価値を過不足なく表すように設定する必要がある。

【緩衝地帯】

資産の効果的な保護のために定められた、資産範囲を取り囲む地域。資産に隣接する周辺環境や重要な景観などが含まれる。



重点区域内の世界遺産分布図

保全手法

構成資産	資産の保全手法	緩衝地帯の保全手法
萩反射炉	文化財保護法	自然公園法、萩市景観条例
恵美須ヶ鼻造船所跡	文化財保護法	自然公園法、萩市景観条例
大板山たたら製鉄遺跡	文化財保護法、河川法、萩市景観条例	萩市景観条例、森林法、河川法、国有林野の管理経営に関する法律
萩城下町	文化財保護法、道路法	自然公園法、萩市景観条例
松山村塾	文化財保護法	萩市景観条例